令和８年（２０２６年）３月

平塚市議会定例会議案（２）

議　案　目　次

ページ

報告第　１号　専決処分の報告について …… １

議案第　９号　専決処分の承認について
〔令和７年度平塚市一般会計補正予算〕 …… ２３

議案第１０号　平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 …… ２７

議案第１１号　平塚市手数料条例の一部を改正する条例 …… ２９

議案第１２号　平塚市営住宅条例の一部を改正する条例 …… ３１

議案第１３号　平塚市農業集落排水処理施設条例及び平塚市下水道条例の一部を改正する条例 …… ３３

議案第１４号　平塚市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 …… ３５

議案第１５号　平塚市病院事業の設置等に関する条例及び平塚市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 …… ３７

議案第１６号　平塚市火災予防条例の一部を改正する条例 …… ３９

議案第１７号　令和８年度平塚市一般会計予算 …… 別冊

議案第１８号　同　競輪事業特別会計予算 …… 別冊

議案第１９号　同　国民健康保険事業特別会計予算 …… 別冊

議案第２０号　同　水産物地方卸売市場事業特別会計予算 …… 別冊

議案第２１号　同　介護保険事業特別会計予算 …… 別冊

議案第２２号　同　後期高齢者医療事業特別会計予算 …… 別冊

議案第２３号　同　病院事業会計予算 …… 別冊

議案第２４号　同　下水道事業会計予算 …… 別冊

報告第１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙１から別紙５までのとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙　１

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１１月２６日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

1　賠償の理由

令和７年８月１３日（水）午後２時頃、平塚市総合公園北駐車場において、樹木が風雨により倒れ、敷地内に駐車していた相手方車両を破損させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2　賠償の金額

賠償金	９９５，９５０円
（内訳）車両修繕料	７７１，０００円
代車代	２２４，９５０円

3　賠償の相手方

平塚市横内[redacted]

[redacted]

4　支払方法

賠償金は、平塚市横内[redacted]に支払う。

別　紙　２

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１２月２日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

1　賠償の理由

令和７年８月１３日（水）午後２時頃、平塚市総合公園北駐車場において、樹木が風雨により倒れ、敷地内に駐車していた相手方車両を破損させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2　賠償の金額

賠償金	５８６，５３６円
（内訳）車両修繕料	３７０，９３６円
代車代	２１５，６００円

3　賠償の相手方

伊勢原市八幡台[redacted]

4　支払方法

賠償金は、平塚市田村五丁目１番５号　株式会社ホンダモビリティ南関東　平塚中央店に支払う。

別　紙　３

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１２月１０日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

１　賠償の理由

令和７年８月１２日（火）午後９時頃、相手方の運転する車両が、平塚市新町８５番地先の丁字路を左折した際、コンクリートの劣化により不安定になっていた道路中央のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両の左前方のフェンダー及び左ドアを破損させたものです。

これは、市道の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

２　賠償の金額

賠償金（修繕料）　　１１４，９０６円

３　賠償の相手方

厚木市栄町一丁目１番７号

神奈中タクシー株式会社

４　支払方法

賠償金は、厚木市栄町一丁目１番７号　神奈中タクシー株式会社に支払う。

別　紙　4

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１２月１８日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

1　賠償の理由

令和７年１１月６日（木）午前９時１２分頃、収集業務課職員が相手方マンションで可燃ごみの収集作業を行った際、資源再生物用の回収ボックスを動かしたところ屋外水栓に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方職員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2　賠償の金額

賠償金（修繕料）　　１６，５００円

3　賠償の相手方

平塚市八重咲町[redacted]

[redacted]管理組合

理事長　[redacted]

4　支払方法

賠償金は、平塚市八重咲町[redacted]　[redacted]管理組合　理事長　[redacted]に支払う。

別　紙　５

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１２月２４日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

１　賠償の理由

令和７年１１月２０日（木）に、平塚市土屋[redacted]付近の市道沿いの法面にある樹木が倒れ、相手方家屋の屋根及び雨どいを破損させたものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

２　賠償の金額

賠償金（修繕料）　　１２９，０００円

３　賠償の相手方

平塚市土屋[redacted]

[redacted]

４　支払方法

賠償金は、平塚市土屋[redacted]　[redacted]に支払う。

議案第９号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年度平塚市一般会計補正予算（第６号）…… 別冊

令和８年１月１９日

平塚市長　落　合　克　宏

議案第１０号

平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和３２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第５条の３中「次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める期間とする」を「その期間は、規則で定める」に改め、同条各号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

２　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「及び第８条」を削る。

第８条を削り、第９条を第８条とし、第１０条を第９条とする。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第１１号

平塚市手数料条例の一部を改正する条例

平塚市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１５項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律に」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律に」に改め、同項第１号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第１０５条第１項」を「第１６３条の５９第１項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第１２号

平塚市営住宅条例の一部を改正する条例

平塚市営住宅条例（平成９年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６０条」を「第６０条の２」に改める。

第４章中第６０条の次に次の１条を加える。

（駐車場の目的外使用等）

第６０条の２　市長は、第５３条の規定にかかわらず、入居者又は同居者の利用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限り、これらの者以外の者に対して、駐車場を使用させることができる。

２　前項の規定により駐車場を使用させる場合には、第５２条及び第５４条から前条までの規定は、適用しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第１３号

平塚市農業集落排水処理施設条例及び平塚市下水道条例の一部を改正する条例

（平塚市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第１条　平塚市農業集落排水処理施設条例（平成２１年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第９条ただし書中「規則で定める軽微な工事を行う」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）　規則で定める軽微な工事を行う場合

（２）　災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長（当該地方公共団体の下水道事業について地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項の規定により同法の規定の全部を適用している場合においては、同法第７条の規定により置かれている下水道事業の管理者）から排水設備の新設等の工事を行うことができる者として指定を受けた者に工事を行わせる必要があると市長が認めるとき。

（平塚市下水道条例の一部改正）

第２条　平塚市下水道条例（昭和４２年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第５条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長（当該地方公共団体の下水道事業について地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項の規定により同法の規定の全部を適用している場合においては、同法第７条の規定により置かれている下水道事業の管理者）から排水設備の新設等の工事を行うことができる者として指定を受けた者に工事を行わせる必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第１４号

平塚市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

平塚市地方卸売市場業務条例(昭和４７年条例第３２号)の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

２　市長は、前項に規定する市場の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第５９号。第３７条第３項において「食品等持続的供給法」という。）第４２条第１項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

第２０条第１項第１号中「第３条」を「第３条第１項」に改める。

第３７条に次の１項を加える。

３　市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（１）　第３条第２項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第４２条第１項第１号に規定する指標

（２）　食品等持続的供給法第３６条各号に掲げる措置の内容

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第１５号

平塚市病院事業の設置等に関する条例及び平塚市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（１）　平塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和４３年条例第１７号）第９条

（２）　平塚市下水道事業の設置等に関する条例（平成２７年条例第３２号）第６条

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏

平塚市火災予防条例の一部を改正する条例

平塚市火災予防条例（昭和４８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第８条の見出しを「（簡易サウナ設備）」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第２号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

第８条第２項中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備」に、「及び第１０号から第１２号までを除く。）」を「、第１０号から第１４号まで及び第１７号から第１８号の３まで、第２項第６号、第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（一般サウナ設備）

第８条の２　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（１）　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（２）　一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

２　前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第１０号から第１２号までを除く。）の規定を準用する。

第３１条の７第１項第１号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第４７条第６号の次に次の１号を加える。

（６）の２　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第４７条第７号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附　則

この条例は、令和８年３月３１日から施行する。

令和８年２月１６日提出

平塚市長　落　合　克　宏